

注意! 消費者トラブル

こんな手口が若者高齡者を狙っています

悪質商法は、ちょっとした心のすき間を狙い、巧妙かつさまざまな手口でわたしたちに近づいてきます。毎年、市の消費生活センターにはこれらの契約や解除に関する相談が数多く寄せられています。



振り込み詐欺(オレオレ詐欺)

こんな手口で 孫や子ども、恋人を装って電話を掛けてきます

こうなる 家族への愛情を逆手に取り、数十万～数百万円のお金を要求します

アドバイス 本人や関係者に連絡を取り、事実確認を。脅迫めいた言動には警察に連絡

点検商法

こんな手口で 屋根や配水管、害虫などの「点検に来ました」と家庭を訪問します

こうなる 「このままでは危険です」などと不安にさせ高額な契約を結ばせます

アドバイス 事前に連絡のない業者は要注意。不審と感じたらきっぱりと断る

アポイントメントセールス

こんな手口で 電話やハガキで喫茶店や営業所に呼び出す

こうなる 言葉巧みに商品を勧められ、購入契約をせざるを得ない状況に

アドバイス 心当たりのない業者や知らない人からの誘いには絶対に行かない

マルチ(まがい)商法

こんな手口で 「高収入が得られる」などと言い、会員になることを勧めます

こうなる 多くの商品を購入したが買い手を見つられずローンだけが残る

アドバイス 甘い言葉やうまい話には要注意

催眠商法

こんな手口で 「日用品の無料配布」などと街頭で声を掛けたりチラシを配布したりして会場に誘います

こうなる 会場を締め切り、雰囲気盛り上げて、最後に高額な商品の購入契約をさせられます

アドバイス 「格安」「プレゼント」という言葉には注意を。来場の誘いには容易に行かない

かたり商法

こんな手口で 公的機関の職員、自治会長などの依頼と偽って家庭を訪問します

こうなる あたかも商品を購入することが義務であるかのように思わせ契約させられます

アドバイス 身分証明書などの提示を求める。怪しいと思ったらきっぱりと断る

資格商法

こんな手口で 電話などしつこく掛けてきて、教材購入や受講を迫る

こうなる あいまいな返事をする、契約が成立したものと代金の支払いを迫ります

アドバイス 資格内容をよく調べる。電話勧誘に対しては毅然とした態度で断る

デート商法

こんな手口で 電話やメールで「友達になろう」などと親しげに近づきます

こうなる 恋愛感情を抱かせ、高額な商品を購入させられます

アドバイス 不要なものはきっぱりと断る。迷ったときは一度席を立ち去る勇気を

多重債務によるトラブル

自分の返済能力を超えて気軽にカードで買い物をした結果、自己破産を申告せざるを得ない人が急増しています。多重債務に陥ると周りが見えなくなり、返済のため



に借金を重ねる悪循環を繰り返してしまいます。

また、そういう人の弱みに付け込む悪質な業者が後を絶ちません。低金利で借金を一本化すると近く「紹介屋」、債務整理をするともちかける「整理屋」、商品を買取ると言って、クレジットカードで商品を買わせる「買取屋」などさまざまです。

過酷な取り立てに苦しみ、一人で悩んでいても解決にはなりません。返済に困ったら、まずは相談を。きちんとした法的手続きを取って、債務整理することをお勧めします。

新手的架空請求に十分気を付けて！

有料アダルトサイトや出会い系サイトの通信料として、突然あなたの手元に届く請求書。昨年急増した架空請求です。身に覚えのない請求については、無視するのが原則と、昨年の7月1日号の広報「なりた」でお知らせしました。

しかし、最近では「少額訴訟」と呼ばれる新手的架空請求が登場しました。放置すると本場の督促になる恐れがあり注意してください。

少額訴訟とは、60万円以下の金銭トラブルを解決するための手続きで、通常1回の口頭弁論で判決が出ます。悪質業者は、消費者が無視することを想定し訴訟を起こし、不当な請求を正当な請求として支払いを求めてきます。

万一、裁判所からの訴状や呼び出し状が届いたら放置せず、すぐに消費生活センターに相談してください。

契約してしまったが、解約したい…

クーリング・オフ制度の利用を

特定の取り引きについて、契約後一定期間であれば無条件で解約できる制度です。例えば訪問販売の場合、契約書を受け取った日から、その日を含め8日以内にハガキ・内容証明郵便などで通知をすれば、契約を解除できます。



《ハガキの場合》

契約解除通知書	平成 年 月 日
商品名	平成 年 月 日
契約金額	円
販売会社名	株式会社
担当者	氏
右記契約は解除します。なお、支払い済の金、商品をお引き取りください。	円を返
平成 年 月 日	市 町 番地
	氏名

注意事項

- 必ずコピーをとって保管
- 配達記録郵便か簡易書留郵便で送付
- クレジットを組んでいる場合は、信販会社にも通知

《内容証明郵便の場合》

契約解除通知書	私は平成 年 月 日付で貴社と締結した契約を解除します。
私印	つきましては、私が代金の一部として支払いました金 円を速やかに返還してください。なお、当方が保管している商品は、右の支払金を返金し、早急にお引き取りください。
平成 年 月 日	市 町 番地
	氏名
株式会社	市 町 番地
代表者様	印

注意事項

- 複写で書面を3通 コピーでも可 作成
- 印鑑は認印でかまいません
- 返金方法は自分で決めたものを記載

困ったときは迷わず相談を

消費生活センターは、暮らしの身近な窓口です。月曜日から金曜日の午前10時～午後4時まで、市役所2階の相談室で、暮らしの中のいろいろな相談を受け付けています。「おかしいな」「困った」と思ったら消費生活センターに相談してみましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。